

保存登記

(1)新築(個人が一戸建の注文住宅を新築したとき)

必要書類	原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	提示	やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。 (7)参照
3 点 の う ち い ず れ か ・登記完了証(表題登記) (書面申請の場合など新築年月日の記載がない場合は、表題登記時に受領された登記申請書も加えて必要) ・登記事項証明書 ・確認申請書類一式 (確認済証、検査済証を含む) (表題登記における建築(新築)年月日が検査済証の交付日と異なる場合は、別途建築(新築)年月日が確認できる書類が必要)	どちらでも可	提示	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日が記載されているもの

追加書類(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)			
認定通知書	原本と写し両方	原本提示・写し提出	変更の認定を受けた場合には変更認定通知書

追加書類(併用住宅の場合) ※家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが条件			
面積算定調書 等	どちらでも可	提出	家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが分かる平面図等